

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年7月

大竹市



## 定義

法	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
旧法	改正前の農業経営基盤強化促進法
施行規則	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）
基本要綱	農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知）
認定農業者	法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者
認定新規就農者	法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
推進委員	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項に規定する農地利用最適化推進委員
農地所有適格法人	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人
農地中間管理事業法	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
協議の場	法第 18 条第 1 項の規定に基づき市が設置する、一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとの農業の将来の在り方及び農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会等の関係者により協議する場
地域計画	法第 19 条第 1 項の規定に基づき、協議の場での協議結果を踏まえ、市が、当該協議の対象区域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表した農業経営基盤の強化の促進に関する計画
利用権設定等促進事業	旧法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農用地の利用地の利用権の設定若しくは移転又は所有件の移転を促進する事業（これと併せて同条第 1 項第 2 号から第 4 条までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む）
農用地利用改善団体	法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用規定で定めることに従い、農用地地利用改善事業を行う団体
農地中間管理機構	農地中間管理事業法（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理事業	農地中間管理事業法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業
活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条に規定する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画

## 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 大竹市（以下「市」という。）は、広島県の西部に位置しており、農用地の大半は田としての利用が多く、水稻が本地域の農業生産の基幹をなしており、畑については販売野菜の利用があるものの、山間急傾斜地の畑は荒廃の傾向を示している。

今後は、高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開す

る農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 市の農業構造については、沿岸部への工場立地が進んだ昭和 40 年代頃から兼業化が進み、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、米政策の見直し等の国の大きな政策転換によって、農地集積や担い手の育成が推進され、新規就農者をはじめ担い手（後継者）の増加の期待が高まっている。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者一人当たり 2,000 時間以内）及び年間農業所得（主たる従事者一人当たりの年間農業所得おおむね 500 万円）の水準を実現できるようなものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

4 市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、ひろしま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、大竹市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、広島県西部農業技術指導所（以下「農業技術指導所」という。）等が十分なる相互の連携の下で指導を行うため、大竹市地域農業再生協議会を通じて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して大竹市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方針の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会が実施している農業委員、推進委員による農地等の利用の最適化を推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これからの農地の流動化に関しては、既に市内にある農用地利用改善団体で行われている集団土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積、集約化を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画を策定する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう、地域の課題解決に向けた様々な関係者の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするように指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、あわせて集約的な経営展開を図るため、農業協同組合や農業技術指導所の指導の下に、園芸作物の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、基盤整備実施地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を推進する。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、地域計画に基づく農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 市は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業技術指導所の協力を受けつつ行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の新規就農者はいない状況であり、農業の持続的発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

広島県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「県基本方針」という。）に掲げられている新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、市においては現状を踏まえた上で、当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、即ち主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

### （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については地域計画に基づく農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業技術指導所や、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### （4）地域に推進する取組

農業振興地域を主に新規就農施策を重点的に推進する地区とし、農業協同組合と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標

(1) 集落法人(地域貢献型)

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式
			主たる従事者	補助従事者	
1	水稻+野菜	<作付面積> 計 20ha 水稻 18ha 野菜 2ha	1	4	<資本設備> トラクター、乗用田植機、自脱型コンバイン、水稻育苗施設、乗用管理機、植え付け機、出荷調整施設

(2) 一般法人

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式
			主たる従事者	補助従事者	
1	きのこ類専作	<作付面積> 苗床 60千個	1	1	<資本設備> 発生室 2,000 m <sup>2</sup> 、トラック、暖房機、浸漬槽、クーラー、散水装置

(3) 個別経営

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式
			主たる従事者	補助従事者	
1	花き専作 (きく・ばら等)	<作付面積> 施設きく等 0.4ha	1	1	<資本設備> ハウス 4,000 m <sup>2</sup> 、育苗施設、暖房機、冷蔵庫、トラクター、トラック、下葉取り機、選花機、結束機、梱包機 <その他> ・ハウスによる周年栽培

- 2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標
  - (1) 経営管理の方法
    - ア 法人経営
      - ・簿記記帳に基づく経営分析の実施
      - ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る
      - ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める
    - イ 個別経営
      - ・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る
      - ・青色申告の実施
      - ・家族経営協定の締結
      - ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める
  - (2) 農業従事の態様
    - ア 法人経営
      - ・労務管理の徹底
      - ・社会保険の加入
    - イ 個別経営
      - ・休日制及び給料制の導入
      - ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6(2)イに示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- 1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標
 

営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の1を参考とし、主たる従事者一人当たりの年間農業所得250万円以上(第1の3に示した年間農業所得目標の5割以上)の達成が見込まれる経営規模等とする。
- 2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標
  - (1) 経営管理の方法
    - ア 法人経営
      - ・簿記記帳に基づく経営分析の実施
      - ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る
      - ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める
    - イ 個別経営
      - ・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る
      - ・青色申告の実施
      - ・家族経営協定の締結
      - ・経営の継続・発展性を確保するため、経営及び販売戦略の樹立に努める
  - (2) 農業従事の態様
    - ア 法人経営
      - ・労務管理の徹底
      - ・社会保険の加入



## イ 個別経営

- ・休日制及び給料制の導入
- ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、広島県農業経営・就農支援センター、農業技術指導所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農等を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

#### 2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業技術指導所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が、地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画等の修正等の措置を講じる。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、着実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第1に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
21%	

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

- (注2) 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積に取組を促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農用地の利用集積の対象者（農業を担う者）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向

を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進めていく。その際、農業委員会は、関係機関と連携し、農地の貸し手・受け手の意向等を把握して、貸し手・受け手の掘り起しを行う等、農地等の利用の最適化に向けた中心的な役割を担い、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、協議の場等において地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて地域計画の変更を行う。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の地域の担い手等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県基本方針の第5「担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」及び第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画推進事業
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市街化区域を除く市全域を対象として地域計画の策定と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、市広報や市ホームページ等を活用して周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、推進委員、農業協同組合、必要に応じ農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため窓口を産業振興課に設置する。

#### (2) 地域計画の区域の基準その他地域計画の達成に資するための事業に関する事項

地域計画の区域については集落を単位としつつ、農業上のつながりを考慮した上で各地域の状況や農業者の意向等に応じた柔軟な区域設定に努める。

地域計画の区域設定や区域ごとの農業の現状の把握、意向調査の方法、実施、協議の場での協議事項等について、事前に農業者代表、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県などの関係機関で協議するため、産業振興課を事務局とした地域計画策定推進協議会を設置し、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで円滑に取り組が進むよう努めるとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、市は地域の協力、同意の上、活性化計画の作成を検討するなど、地域が主体となった粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

法施行後 2 年間の経過措置期間中、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その作成や計画の達成に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積、集約化を進める。また、農地中間管理事業についても一括方式の活用によりこれまでどおり推進を図る。

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、法及び基本要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- ① その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- ② その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- ③ 所有権の移転を受ける場合は、上記に掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が法及び基本要綱に定める要件を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙のとおりとする。

### (3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基本要綱様式第 7 号に定める開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、基本要綱に定める要件に適

合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の認定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4) のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5) のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、(5) のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、法及び基本要綱に定めるもののほか次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、イに掲げる事項については、利用権設定等を受ける者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権設定等を受ける者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農地法第 6 条の 2 で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

イ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- ① 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ② 原状回復の費用の負担者
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

#### (8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、法及び基本要綱の定めるところにより、利用権の設定等を行う土地ごとに利用権の設定等を受ける者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得る。

#### (9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は (5) のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち (7) の事項を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

#### (10) 公告の効果

市が (9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し) 又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ① その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

① (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

② アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られていないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とし、地域計画の策定の区域と可能な限り連携が取れる枠組みとするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、法及び基本要綱に定められた事項を定めるものとする。

イ 農用地利用規程においては、アについての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱に定めるところにより、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が法及び基本要綱に定める要件に該当するときは、認定をする。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、法及び基本要綱に定めるところにより、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術指導所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、地域計画の実現に向けて、担い手が受けきれない農用地について、将来、担い手に引き継ぐことが重要であることから、農地として管理できる農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらに利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。



5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。また、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結の基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当っては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、地域の土地利用の見直しを図り、農地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化事業の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、推進委員、農業技術指導所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 及び第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、推進委員、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成15年12月17日から施行する。

附 則  
この基本構想は、平成19年1月16日から施行する。

附 則  
この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附 則  
この基本構想は、平成24年3月16日から施行する。

附 則  
この基本構想は、平成26年9月12日から施行する。

附 則  
この基本構想は、平成28年12月19日から施行する。

附 則  
この基本構想は、令和4年2月14日から施行する。

附 則  
この基本構想は、令和5年7月19日から施行する。

別紙（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃等に関する情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草牧草地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>